

宮津市公報

平成23年10月3日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市企画総務室発行

目 次

条 例

- 28 宮津市市税条例等の一部を改正する条例 1
29 宮津市議会基本条例 4

告 示

- 126 定期の予防接種の実施 8

公 告

- 31 土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業畑地区）の変更 9
32 公示送達 9
33 宮津市人事行政の運営等の状況の公表 9
34 公示送達 14

教 育 委 員 会

《告 示》

- 11 宮津市教育委員会定例会の招集 14
12 宮津市教育委員会定例会の招集 14

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

- 39 有権者総数の50分の1の数 14
40 有権者総数の3分の1の数 14
41 有権者総数の6分の1の数 15

農 業 委 員 会

《告 示》

- 9 宮津市農業委員会総会の招集 15

条 例

宮津市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 9 月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第28号

宮津市市税条例等の一部を改正する条例

(宮津市市税条例の一部改正)

第 1 条 宮津市市税条例(昭和30年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第27条第 1 項中「3 万円」を「、10万円」に改める。

第35条の 6 を次のように改める。

(寄附金税額控除)

第 3 5 条の 6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金を支出した場合においては、法第314条の 7 第 1 項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第 1 号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第 35条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

2 前項の特例控除額は、法第314条の 7 第 2 項に定めるところにより計算した金額とする。

第37条の 3 第 2 項中「各号に掲げる」を「に規定する」に改める。

第37条の 4 第 1 項中「納税義務者のうち」を「納税義務者が」に、「、正当な」を「正当な」に、「3 万円」を「10万円」に改める。

第56条の10第 1 項中「3 万円」を「10万円」に改める。

第57条第 6 項中「、地方開発事業団」を削る。

第61条第 9 項及び第10項中「第349条の 3 第11項」を「第349条の 3 第12項」に改める。

第65条第 1 項中「3 万円」を「、10万円」に改める。

第75条第 1 項及び第89条第 1 項中「3 万円」を「10万円」に改める。

第100条の次に次の 1 条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第 1 0 0 条の 2 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて第98条第 1 項又は第 2 項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第113条第 1 項中「3 万円」を「10万円」に改める。

第119条の 2 中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条を第119条の 3 とし、第119条の次に次の 1 条を加える。

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

第 1 1 9 条の 2 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなくて前条第 1 項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第131条第2項中「第349条の3第9項から第11項まで」を「法第349条の3第10項から第12項まで」に、「、第27項、第29項又は第31項から第33項まで」を「又は第28項」に改める。

附則第4条の4を次のように改める。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第4条の4 第35条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第35条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第12条の3第1項、附則第12条の4第1項、附則第13条第1項、附則第14条第1項、附則第15条第1項又は附則第15条の7第1項の規定の適用を受けるときは、第35条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

附則第5条第1項中「平成24年度」を「平成27年度」に、「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。)」を「法附則第6条第4項に規定する場合」に、「送達されるとき」を「送達される時」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に改め、「(前年の第34条第1項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。)」を削り、同条第2項中「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合(その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)」を「法附則第6条第5項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「次に掲げる金額」を「法附則第6条第5項各号に掲げる金額」に改め、同項各号を削る。

附則第6条の3第3項中「第31条の規定による認定」を「第7条第1項の登録」に改め、同条第6項中「第7条第9項各号」を「第7条第8項各号」に改め、同条第7項中「第7条第10項各号」を「第7条第9項各号」に改める。

附則第12条の3第3項第2号中「、附則第4条の3の2第1項及び附則第4条の4」を「及び附則第4条の3の2第1項」に、「、第35条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第12条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」を「、第35条の6第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第4条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第12条の4第3項第2号中「、附則第4条の3の2第1項及び附則第4条の4」を「及び附則第4条の3の2第1項」に、「、第35条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第12条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」を「、第35条の6第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第4条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第13条第3項第2号中「、附則第4条の3の2第1項及び附則第4条の4」を「及び附則第4条の3の2第1項」に、「、第35条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第35条の6第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第4条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第13条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第14条第5項第2号中「、附則第4条の3の2第1項及び附則第4条の4」を「及び附則第4条の3の2第1項」に、「、第35条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並

びに附則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第35条の6第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第4条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第15条第2項第2号中「、附則第4条の3の2第1項及び附則第4条の4」を「及び附則第4条の3の2第1項」に、「、第35条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第15条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」を「、第35条の6第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第4条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第15条の7第2項第2号中「、附則第4条の3の2第1項及び附則第4条の4」を「及び附則第4条の3の2第1項」に、「、第35条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第15条の7第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」を「、第35条の6第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第4条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の7第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第15条の7の3第2項第2号中「、附則第4条の3の2第1項及び附則第4条の4」を「及び附則第4条の3の2第1項」に、「、第35条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第15条の7の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」を「、第35条の6第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第4条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の7の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削り、同条第5項第2号中「、附則第4条の3の2第1項及び附則第4条の4」を「及び附則第4条の3の2第1項」に、「、第35条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第15条の7の3第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」を「、第35条の6第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第4条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の7の3第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

(宮津市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 宮津市市税条例の一部を改正する条例(平成20年条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第9項、第16項及び第21項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

第3条 宮津市市税条例の一部を改正する条例(平成22年条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。

附則第2条第4項中「平成25年度」を「平成27年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中宮津市市税条例第27条第1項、第37条の4第1項、第56条の10第1項、第65条第1項、第75条第1項及び第89条第1項の改正規定、同条例第100条の次に1条を加える改正規定、同条例第113条第1項の改正規定、同条例第119条の2を第119条の3とし、第119条の次に1条を加える改正規定並びに附則第4条の規定 公布の日から起算して2月を経過した日

(2) 第1条中宮津市市税条例附則第5条の改正規定及び次条第2項の規定 平成25年1月1日

(3) 第1条中宮津市市税条例附則第6条の3の改正規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成23年法律第32号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の宮津市市税条例(以下「新条例」という。)第35条の6の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金について適用する。

2 新条例附則第5条の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、第1条の規定による改正前の宮津市市税条例(以下「旧条例」という。)附則第5条第1項に規定する免税

対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成22年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第6条の3第3項の規定は、附則第1条第3号に定める日以後に新築される同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の施行の日から同号に定める日の前日までの間に新築された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第15条の8第4項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第4条 この条例(附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる市税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧条例の規定に係る市税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

* * *

宮津市議会基本条例をここに公布する。

平成23年9月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第29号

宮津市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条)

第2章 議会及び議員の活動原則(第2条 第4条)

第3章 市民と議会の関係(第5条 第7条)

第4章 市長と議会の関係(第8条 第11条)

第5章 議会及び議会事務局の体制整備(第12条 第17条)

第6章 議員の政治倫理、身分及び待遇(第18条 第21条)

第7章 最高規範性と見直し手続(第22条・第23条)

附則

宮津市民(以下「市民」という。)により直接に選挙で選ばれた宮津市議会議員(以下「議員」という。)は、議員それぞれが住民の代表者であることを自覚するとともに、多数による合議制の機関としての宮津市議会(以下「議会」という。)を構成し、もう一方の独任制の代表者である宮津市長(以下「市長」という。)との適切なる緊張関係のもと、与えられた権限を十分に活用し、住民自治の実現及び市民福祉の向上を図ることを最大の目的とする。

そのため議員は自由で民主的なルールのもとに議論を尽くし、公共性をはじめ公平性、透明性そして将来性などに留意しながら、前述の二元代表制が持つ権能を最大限に活用し、市民の思いが市政に反映される最良の意志決定を導くよう努めなければならない。

議会は、これらの目標を達成するために地方自治法(昭和22年法律第67号)が定める概括的な規定とともに、ここに議会及び議員の活動の規範としての宮津市議会基本条例を定め、併せてこれらを守り実践することにより市民に信頼され、存在感のある議会を目指す。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市政の情報公開と市民参加を原則とした、自主自立の分権時代にふさわしい市民に身近な議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本事項を定めること

により、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、それに基づく政策提言、政策立案等の強化に努めること。
- (3) 市民に開かれた議会を目指して情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすこと。
- (4) 市民の傍聴の意欲を高めるような議会運営に努めること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を尊重すること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動をする。
- (3) 議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する。
- 3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、市民に対し議会の活動に関する情報を積極的に公表し透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、全ての会議を原則公開とする。
- 3 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審議においては、必要に応じてこれら提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。
- 5 議会は、市民との意見交換会等を開催し、議会及び議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

(議会報告会)

第6条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を年2回以上行うものとする。

- 2 議会報告会に関するについては、別に定める。

(議決責任)

第7条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議案等を議決し、市としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。

第4章 市長と議会の関係

(市長等との関係の基本原則)

第8条 議会審議における議員と市長その他の執行機関及びその補助職員（以下「市長等」という。）との関係は、次に掲げるところにより、緊張感のある関係の保持に努めるものとする。

- (1) 本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。
- (2) 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。

(3) 議長又は委員会の委員長は、会議等における審議又は審査の充実を図るため、会議等の論点等を明確にする必要があると認めるときは、市長等に対し、議員の発言の趣旨について確認の機会を付与することができる。

(議会審査における論点情報の形成)

第9条 議会は、市長が提案する政策、計画、施策、事業等(以下「政策等」という。)について、政策等の水準を高めるため及び市民の理解を求めるため、市長に対し、次に掲げる事項の説明に努めるよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 市の総合的な計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審査に付すに当たっては、前項の規定に準じて、市長に対し、事業別の分かりやすい説明資料の作成に努めるよう求めるものとする。

(政策立案、政策提案及び政策提言)

第10条 議会は、市の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、もって条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案を行う。

(地方自治法第96条第2項の議決事件)

第11条 地方自治法第96条第2項に規定する議会の議決事件は、次に掲げるとおりとし、市政全般にわたり重要な計画等について、議会と市長その他の執行機関が共に市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するものとする。

- (1) 市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための各種計画の基本となる構想
- (2) 前号に掲げるもののほか、市行政の各分野における、政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針その他これらに類するものに関すること(行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が5年未満の計画を除く。)で、次に掲げるもの

ア 財政の健全化に関する計画

イ アのほか、議会が必要と認める計画

第5章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員間の討議による合意形成)

第12条 議会は、議員による討論の場であることを認識し、議長は、議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において議員提出、委員会提出及び市長提出の議案並びに市民提案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるとともに、その結果について市民に対して説明責任を負うものとする。

(委員会の適切な運営)

第13条 議会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし適切な運営に努めなければならない。

2 委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過と結果を説明するとともに、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする。

(議会広報の充実)

第14条 議会は、市政に係る重要な情報を議会独自の視点から、常に市民に対して公表するとともに、市民からの意見、要望等を取り上げ、その内容及び対応について定期的に市民に周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と

市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

(議員研修の充実強化)

第15条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

(議会議務局の体制整備)

第16条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会議務局の調査及び法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

(議会図書室の設置、公開)

第17条 議会に、議会図書室(以下「図書室」という。)を設置する。

2 図書室は、議員のみならず、誰もがこれを利用できるものとする。

3 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、図書の実に努めるものとする。

第6章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第18条 議員は、市民の厳粛な信託に応じるため、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、品位の保持に努めなければならない。

(議員定数)

第19条 委員会又は議員が、議員定数の条例改正を提案する場合は、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の客観的な意見を聴取の上、明確な改正理由を付して、提案するものとする。

2 議員定数は、別に条例で定める。

(議員報酬)

第20条 委員会又は議員が、議員報酬の条例改正を提案する場合は、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の客観的な意見を聴取の上、明確な改正理由を付して、提案するものとする。

2 議員報酬は、別に条例で定める。

(政務調査費の執行及び公開)

第21条 会派の代表者は、宮津市議政務調査費の交付に関する条例(平成13年条例第2号)の規定に基づき、調査研究に資するために政務調査費の交付を受けたときは、会計帳簿、領収書等を整理し、その使途の透明性を確保しなければならない。

2 会派の代表者は、その属する会派の政務調査費の収支報告書について、自ら説明責任を果たさなければならない。

3 会派の代表者は、市民から書面により前2項に規定する書面の開示請求があった場合は、宮津市情報公開条例(平成12年条例第56号)の規定に基づき速やかに開示しなければならない。

第7章 最高規範性と見直し手続

(最高規範性)

第22条 この条例は、議会における最高規範であり、この条例の趣旨に反する議会に係る条例、議会規則、議会告示等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

(見直し手続)

第23条 議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 議会は、この条例を改正するに当たっては、議員全員が賛同する場合であっても、本会議において改正の理由を説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

告 示

宮津市告示第126号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成23年10月3日

宮津市長 井上正嗣

- 1 予防接種の種類 インフルエンザ
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - (1) 接種日において65歳以上の者
 - (2) 接種日において60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっている者
 - (3) 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーショックを呈したことが明らかな者
 - (4) インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - (5) 医師が予防接種を行うことが不適当な状態にあると判断した者
- 4 接種回数 1回
- 5 自己負担金 1,000円。ただし、生活保護世帯に属する者は免除することができる。
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

| 接種医師の氏名 | 予防接種を行う場所 | 接種医師の氏名 | 予防接種を行う場所 |
|--------------------------------|----------------|----------------|--------------|
| 石井 靖隆 | 日置診療所 府中診療所 | 宮地 高弘 宮地 道弘 | 宮地外科医院 |
| 今出 陽一郎 | 今出クリニック | 山根 行雄 | 山根医院 |
| 宇野 雅史 | 宇野医院 | 渡辺 太郎 | 栗田診療所 |
| 岡所 明良 | 岡所・泌尿器科医院 | 伊藤 邦彦 | 伊藤内科医院 |
| 辻 俊三 曾根 淳史 石上 文隆 鮑 智伸 | 宮津武田病院 | 岩破 淳郎 | いわさく診療所 |
| | | 岩破 康二 | 岩破医院 |
| | | 大森 斎 | 大森内科診療所 |
| | | 衣川 磐 | 衣川整形外科医院 |
| 中川 長雄 | 中川医院 | 木村 進 | 木村内科クリニック |
| 中川 嘉洋 | 中川内科小児科クリニック | 須川 典亮 | 須川医院 |
| 今井 敏雄 浪江 和生 | 浪江医院 | 徳山 石夫 | 徳山医院 |
| | | 鳥居 剛 | 鳥居クリニック |
| 西原 寛 | 西原医院 | 日置 潤也 | 日置医院 |
| 堀川 義治 | 宮津市由良診療所 | 山添 一郎 | やまぞえこどもクリニック |
| 林 信昌 | 養老診療所 | 森 幸三 | 伊根診療所 |
| | | 細見 史雄 | 本庄診療所 |

- 7 予防接種を行う期間 平成23年10月17日から平成23年12月16日まで

公 告

宮津市公告第31号

当市が行っている第三期山村振興農林漁業対策事業畑地区の変更を行うため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第2項の規定により、下記事項を記載した書類とともにこの旨を公告する。

なお、この受益地域内にある農用地の所有者でその農用地につき耕作若しくは養畜の業務を営まないもの又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づき使用収益している者でその農用地若しくは土地につき当該土地改良事業に参加しようとするものは、同法第3条の規定により、平成23年9月15日までに宮津市農業委員会に申し出てください。

おって、この土地改良事業の施行に係る地域内の農用地が、同法第113条の2第2項の規定による当該事業の工事完了の公告において示された工事完了の日の属する年度の翌年度（その年度が到来する以前に知事が年度を指定する場合にあっては、当該指定に係る年度）の初日から起算して8年を経過しない間に転用されたことに伴い、この事業につき府から交付を受けた補助金及び市が負担した費用について、当該転用農用地に係るものを返還する場合には、宮津市農林水産関係事業分担金徴収条例（昭和62年条例第8号）の定めるところにより当該転用農用地につき同法第3条に規定する資格を有する者から分担金を徴収する。

平成23年9月6日

宮津市長 井上正嗣

記

- 1 土地改良事業変更計画概要書（揭示済）
- 2 条例（揭示済）
- 3 土地改良事業の施行に係る地域を記載した書面（揭示済）
- 4 公告期間 平成23年9月6日から平成23年9月10日まで

* * *

宮津市公告第32号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成23年9月12日

宮津市長 井上正嗣

（以下揭示済）

* * *

宮津市公告第33号

宮津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第4号）第6条第1項の規定により、平成22年度における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

平成23年9月12日

宮津市長 井上正嗣

- 1 職員の任免及び職員数に関する状況
 - (1) 部局別職員の採用状況（平成22年度）

| 部 局 | 採用者数 |
|------------|------|
| 市長の事務部局 | 7人 |
| 教育委員会の事務部局 | 1人 |

- (2) 部局別職員の退職状況（平成22年度）

| 部 局 | 退職者数 |
|------------|------|
| 市長の事務部局 | 12人 |
| 議会の事務部局 | 2人 |
| 教育委員会の事務部局 | 1人 |
| 農業委員会の事務部局 | 1人 |
| 公営企業の職員 | 1人 |
| 合 計 | 17人 |

(3) 部局別職員数の状況

| 部 局 | 区 分 | 平成22年4月1日 | | | (参考) 平成21年4月1日 |
|--------------|-----|-----------|------|-----|-------------------|
| | | 職員数 | 男 | 女 | |
| 市長の事務部局 | | 185人 | 123人 | 62人 | 187人 |
| 議会の事務部局 | | 5人 | 4人 | 1人 | 5人 |
| 選挙管理委員会の事務部局 | | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 監査委員の事務部局 | | 2人 | 2人 | 0人 | 2人 |
| 教育委員会の事務部局 | | 48人 | 17人 | 31人 | 48人 |
| 農業委員会の事務部局 | | 2人 | 2人 | 0人 | 2人 |
| 公平委員会の事務部局 | | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| 公営企業 | | 14人 | 12人 | 2人 | 15人 |
| 合 計 | | 256人 | 160人 | 96人 | 259人 |

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(平成22年度普通会計決算)

| 歳出額(A) | 人件費(B) | 人件費率(B)/(A) | (参考)21年度の人件費 |
|--------------|-------------|-------------|--------------------|
| 12,920,052千円 | 2,052,047千円 | 15.9% | 2,062,708千円(17.1%) |

平成22年度普通会計(一般会計と休日応急診療所事業特別会計)決算に占める人件費の割合です。人件費には、一般職のほか、市長などの給与、議会議員、消防団員などの特別職に支給される報酬が含まれています。

(2) 職員の平均給料月額と平均年齢の状況(平成22年4月1日現在)

| 区 分 | 一般行政職 | | 技能労務職 | | 特別措置 |
|-------|----------|-------|----------|-------|--|
| | 平均給料月額 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均年齢 | |
| 宮津市 | 306,974円 | 42.6歳 | 293,874円 | 48.8歳 | 管理職等10.0% 行政職3級・4級7.5% 行政職1級・2級6.0% 削減措置後 |
| (参考)国 | 325,579円 | 41.9歳 | 284,514円 | 49.3歳 | |

一般行政職とは、税務職、看護・保健職など専門職を除く職種です。なお、給料月額は税金や保険料等控除前の金額です。

(3) 職員(一般行政職)の初任給等の状況(平成22年度)

| 区 分 | 宮津市(6.0%削減措置後) | | (参考)国 | |
|-----|----------------|----------------|----------|----------------|
| | 初任給 | 採用経過2年経過日の給料月額 | 初任給 | 採用経過2年経過日の給料月額 |
| 大学卒 | 161,868円 | 173,148円 | 172,200円 | 182,400円 |
| 高校卒 | 131,694円 | 139,590円 | 140,100円 | 147,200円 |

(4) 職員(一般行政職)の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成22年4月1日現在)

| 区 分 | 経験年数10年 | 経験年数15年 | 経験年数20年 |
|-----|----------|----------|----------|
| 大学卒 | 258,834円 | 297,943円 | 319,882円 |
| 高校卒 | 218,832円 | 251,138円 | 284,530円 |

(5) 職員(一般行政職)の級別職員数の状況(平成22年4月1日現在)

| 区 分 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 計 |
|----------|----------|----------|----------|-------------------|------|------|--------|
| 標準的な職務内容 | 主事 技師 | 主事 技師 | 主任 主査 | 係長 主任専門員 主任 | 副室長 | 室長 | |
| 職員数 | 14人 | 11人 | 76人 | 48人 | 16人 | 10人 | 175人 |
| 構成比 | 8.0% | 6.3% | 43.5% | 27.4% | 9.1% | 5.7% | 100.0% |

(6) 特別職の報酬等の状況(平成22年度)

| 区 分 | | 月額等 | 特別措置 |
|-----|-----|----------|----------|
| 給 料 | 市 長 | 720,000円 | 20%削減措置後 |
| | 副市長 | 620,500円 | 15%削減措置後 |

| | | | | |
|------|-----------|----------|----------|--------|
| 報酬 | 議長 | 387,000円 | 10%削減措置後 | |
| | 副議長 | 333,000円 | | |
| | 議員 | 315,000円 | | |
| 期末手当 | | 6月期 | 12月期 | 年間計 |
| | 市長・副市長 | 1.45月分 | 1.50月分 | 2.95月分 |
| | 議長・副議長・議員 | 1.45月分 | 1.50月分 | 2.95月分 |

(7) 主な職員手当の状況(平成22年度)

| 区分 | 宮津市 | | | (参考)国 | | |
|------------|--------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|---------|-------------------------------|----------|
| | 支給対象 | 支給額等 | | | 期末手当 | 勤勉手当 |
| 期末・勤勉手当 | 基準日(6月1日・12月1日)の在職職員 | 支給期 | 期末手当 | 勤勉手当 | 同制度 | |
| | | 6月期 | 1.25月分 | 0.70月分 | | |
| | | 12月期 | 1.35月分 | 0.65月分 | | |
| | | 年間計 | 2.60月分 | 1.35月分 | | |
| | | (加算措置) 職制上の段階、職務の級等による加算制度有 | | | | |
| 退職手当 | 退職職員 | 勤続区分 | 自己都合 | 勤奨・定年 | 同制度 | |
| | | 勤続20年 | 23.5月分 | 30.55月分 | | |
| | | 勤続25年 | 33.5月分 | 41.34月分 | | |
| | | 勤続35年 | 47.5月分 | 59.28月分 | | |
| | | 最高限度額 | 59.28月分 | 59.28月分 | | |
| | | (加算措置) 定年前早期退職特例措置2%~30%加算 | | | | |
| 扶養手当 | 扶養親族を有する職員 | 扶養親族区分 | 月額 | | 同制度 | |
| | | 配偶者 | 13,000円 | | | |
| | | その他 | 6,500円~11,000円 | | | |
| | | (加算措置) 16歳~22歳の扶養親族加算 5,000円 | | | | |
| 住居手当 | 自己所有の家屋に居住又は借家等に居住し家賃を支払っている職員 | 住居区分 | 月額 | | 同制度 | |
| | | 借家等(最高支給限度額) | 27,000円 | | | |
| | | 持家(世帯主) | 2,300円 | | | |
| 通勤手当 | 通勤距離(片道)2km以上の職員 | 通勤方法 | 月額 | | (2km)2,000円~ (60km)24,500円 | |
| | | 交通用具(自動車等) | (2km)2,000円~ (60km)25,900円 | | | |
| | | 交通機関(鉄道等) | 定期券(又は回数券)相当額 (月額上限)55,000円 | | | |
| 管理職手当 | 副室長級以上の管理職員 | 室長級 | 給料月額×11.2% (20%削減措置後) | | 本府省 課長等 など | 130,300円 |
| | | 副室長級 | 給料月額×8% (20%削減措置後) | | | |
| 時間外・休日勤務手当 | 正規の勤務時間を超えて勤務した職員 | 勤務日の時間外勤務 1時間につき | 当該職員の時間単価 ×1.25 (深夜勤務は1.5) | | 同制度 | |
| | | 週休日等(土・日・祝日等)の時間外勤務 1時間につき | 当該職員の時間単価 ×1.35 (深夜勤務は1.6) | | | |

| | | | | |
|--------|---|---------|-----------------------|-------|
| 特殊勤務手当 | 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務等で、給与上特別の考慮を必要とする職員に支給（全5種類） | | | 全27種類 |
| | 代表的なもの | 社会福祉業務 | 1回2,000円 （死亡人収容業務） | |
| | | 感染症防疫作業 | 1日1,000円 | |
| その他の手当 | 単身赴任手当・宿日直手当・管理職員特別勤務手当 | | | 同制度 |

平成17年4月1日から京都府市町村職員退職手当組合に加入しています。平成17年4月1日以降の退職者については、同組合から退職手当が支給されます。（支給率は、同組合の条例による支給率です。）

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（本庁など標準的なもの）

| 1週間の勤務時間 (月曜日～金曜日) | 始業時間 | 終業時間 | 休憩時間 |
|-----------------------|---------|---------|-----------|
| 38時間45分 | 午前8時30分 | 午後5時15分 | 午後0時～午後1時 |

(2) 職員の年次有給休暇

| 制度概要 | (参考)平成22年の平均取得日数 |
|---------------------------------|------------------|
| 1年につき20日付与(ただし、20日を限度に翌年へ繰り越し可) | 10.1日 |

(3) その他の休暇・休業制度

| 休暇の種類 | 内 容 | 休暇日数 |
|-------|-------------------------------|----------------|
| 病気休暇 | 公務上又は通勤による負傷・疾病 | 療養に必要と認める期間 |
| | 結核性疾患 | 1年以内 |
| | その他の負傷・疾病 | 90日以内 |
| 特別休暇 | 産前・産後休暇（職員の出産時） | 産前8週間・産後8週間 |
| | 結婚休暇（職員の結婚時） | 7日以内 |
| | 忌引（職員の親族死亡時） | 続柄に応じ1日～10日以内 |
| | 夏季休暇（夏期の諸行事等） | 3日以内（7月～9月） |
| | 子の看護等、学校行事への参加のための休暇 | 7日以内（1年につき） |
| | その他16種類 | |
| 介護休暇 | 職員の配偶者、父母等が、負傷、疾病等のため介護を要する場合 | 6月以内 |
| 育児休業 | 職員の子（3歳未満）の養育 | 職員の子が3歳に達する日まで |

(4) 育児休業の取得状況（平成22年度）

| 取得者数 | | 取得期間 | | |
|------|----|-----------|----------|----------|
| 男性 | 女性 | 6か月超え1年以内 | 1年超え2年以内 | 2年超え3年以内 |
| 0人 | 5人 | 3人 | 1人 | 1人 |

平成21年度から引き続き取得中の者を除く。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数及び懲戒処分者数（平成22年度）

| 分限処分者数 | | | | | 懲戒処分者数 | | | | |
|--------|----|----|----|----|--------|----|----|----|----|
| 免職 | 休職 | 降任 | 降給 | 小計 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 小計 |
| 0人 | 1人 | 0人 | 0人 | 1人 | 0人 | 0人 | 1人 | 0人 | 1人 |

「分限処分」とは、職員が長期療養その他の事由によりその職務を十分果たすことができない場合の処分であり、「懲戒処分」とは、職員に職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その職員の責任を確認し、職場の秩序と規律の維持・回復を図るために行う処分です。

5 職員のサービスの状況

(1) 職員の兼職等許可の状況（平成22年度）

| 区 分 | 許可件数 | 許可内容等 |
|------------------------|------|---------------|
| 会社の役員等の地位を兼ねる場合 | 0件 | |
| 自ら営利を目的とする私企業を営む場合 | 0件 | |
| 報酬を得て他の事業若しくは事務に従事する場合 | 445件 | 統計調査員・選挙事務従事他 |
| 合 計 | 445件 | |

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実施状況（平成22年度）

| 研 修 区 分 | 延受研修者数 | 研修内容等 |
|-----------------------|--------|------------------------------|
| 集合研修 （研修講師による開催研修） | 298人 | 新規採用職員研修・人権問題研修他 |
| 委託研修 （研修機関等での研修） | 57人 | 京都府市町村振興協会（税務研修他）・府北部7市合同研修他 |
| 合 計 | 355人 | |

(2) 職員の勤務評定の実施の状況（平成22年度）

| 実施内容 | 該当者数 |
|-------------|------|
| 定期昇給時の成績不良者 | 1人 |

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の公務災害等の申請・認定件数（平成22年度）

| 区 分 | 申請件数 | 認定件数 |
|------|------|------|
| 公務災害 | 5件 | 5件 |
| 通勤災害 | 1件 | 1件 |

(2) 職員の福利厚生の実施状況（平成22年度）

| 区 分 | 実施団体 | 主な事業内容 |
|----------------------|-----------------------|---|
| 厚生制度 （地方公務員法第42条） | 宮 津 市 職 員 互 助 会 | 弔慰金等給付事業・家族慰安事業・体育大会開催事業 他 |
| 共済制度 （地方公務員法第43条） | 京都府市町村 職 員 共 済 組 合 | 医療給付事業・年金給付事業・福祉事業（保健事業・ 宿泊事業・貯金事業他） |

(3) 宮津市職員互助会への補助金の交付状況（平成22年度）

| 区 分 | 内 容 |
|-------------------|------------------------------------|
| 会員数（平成22年4月1日現在） | 357人（うち宮津市職員257人） |
| 宮津市職員互助会一般会計歳入額 | 25,589,279円 |
| うち宮津市補助金 （補助率） | 4,755,951円 （給料月額0.5%（職員負担分と同率）） |
| 宮津市職員互助会一般会計歳出額 | 14,047,957円 |
| 事務費 | 1,912,210円 |
| 福利厚生費 | 929,096円 |
| 事業費 | 5,697,814円 |
| 給付費 | 5,508,837円 |

8 公平委員会に係る業務の状況

(1) 公平委員会の主な業務内容

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定し、必要な措置を行うこと。

職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。

(2) 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立ての状況（平成22年度）

| 区 分 | 件数 |
|----------------|----|
| 勤務条件に関する措置の要求 | 0件 |
| 不利益処分に関する不服申立て | 0件 |

* * *

宮津市公告第34号
公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。
平成23年9月20日

宮津市長 井上正嗣

(以下掲示済)

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第11号

平成23年第10回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。
平成23年9月9日

宮津市教育委員会
委員長 上羽堅一

- 1 日 時 平成23年9月20日(火)午前10時
- 2 場 所 宮津市役所 第6会議室

* * *

宮津市教育委員会告示第12号

平成23年第11回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。
平成23年9月22日

宮津市教育委員会
委員長 上羽堅一

- 1 日 時 平成23年10月1日(土)午前9時
- 2 場 所 宮津市役所 第6会議室

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第39号

宮津市条例(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成23年9月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾美智子

346人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第40号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成23年9月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾美智子

5,758人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第41号
合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。
平成23年9月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾美智子

2,879人

農業委員会

〈告示〉

宮津市農業委員会告示第9号
宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。
平成23年9月2日

宮津市農業委員会
会長 小嶋保徳

- 1 日時 平成23年9月12日(月)午前9時30分
- 2 場所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議題

議第21号 農地法第3条の許可申請に係る許可について
議第22号 農地法第4条の許可申請に係る意見について
議第23号 農地法第5条の許可申請に係る意見について
議第24号 非農地証明について